

利用者の皆様へ 貸切バスの運賃・料金制度が新しくなりました。

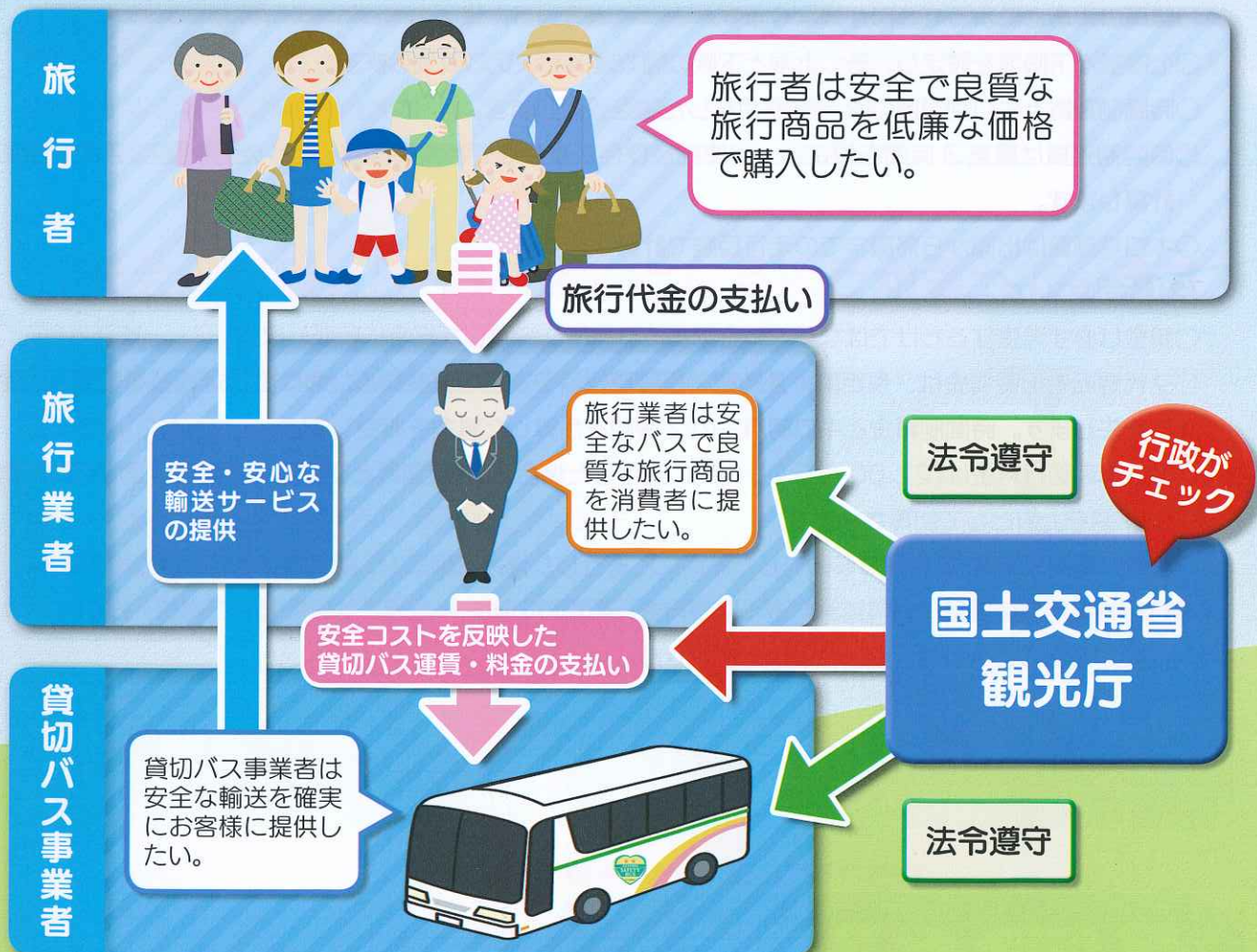
貸切バス事業の経営には人件費、燃料費、車両点検修繕費、保険料等の経費がかかります。新しい運賃・料金制度は、貸切バス事業者がこれらの安全にも関わるコストを適切に反映した運賃・料金を収受することにより、安全・安心な貸切バスによる輸送サービスの提供を確保することを目的としています。

※人件費 法令により運行管理者・運転者の適切な雇用が義務づけられています。運転者の日雇い等は禁止されています。

※燃料費 高騰しています（過去 10 年で軽油約 70%、ガソリン 50%以上の値上がり）。

国土交通省では、高速ツアーバス事故で浮き彫りになった貸切バス市場の構造的な問題の改善の一環として、平成26年4月1日より新たな貸切バスの運賃・料金制度を実施しました。

新しい貸切バス運賃・料金制度による適正な取引とは(イメージ)



3 安全・安心のためにバス会社からのお願い

○出発地と終了地のみの提示では、バス代金のお見積りはできません。

お申込みの際には、ご利用日、配車時間、乗車人数、最遠地、バスの種類（大中小型）バスガイドの有無等できるだけ詳しいお見積条件のご提示をお願いします。

○旅行行程表は時間的に余裕をもって。

目的時間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故発生の原因ともなりますので、旅行行程は余裕をもって作成していただきますようお願いします。

○ご発注は営業区域内で。

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社をお願いします。
→営業区域外輸送は違法になります。

○白ナンバーのバスの貸切行為は違法になります。

自家用バス（白ナンバー）で有料でお客様を送迎する行為や観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されています。また、レンタカーのバスを運転者付で借りることも違反です。

○バスは出発時刻の15分前を目安に配車時間を設定して下さい。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の観点から、原則出発時刻の15分前までの配車とさせていただきます。配車後はすみやかに出発できるようご協力下さい。

また、運転開始後4時間以内に30分以上（10分以上の休憩で分割可能）の休憩を確保する必要がありますので、行程表を作成される際にはご配慮願います。

○旅行行程の内容に伴い、交替運転者の配置を行います。

運行形態が往復夜行や日帰り夜行（往路・復路いずれかが夜行）など拘束時間が法令で定められた時間を超える場合は、交替運転者を配置します。この場合別途「交替運転者配置料金」が発生します。

○お客様の安全確保のため、一般道・高速道にかかわらず、シートベルトの着用をお願いします。

4 「安全・安心」「快適な旅」となるよう頑張っています

○乗務員教育

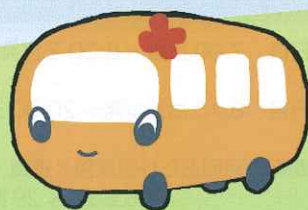
国土交通省告示に基づき、年間計画を立て運転技術や旅客の安全教育を定期的に実施しています。

○バスの点検

日常点検と合わせて法令定期点検を実施しています。

○乗務員の点呼

乗務前・乗務後の運転者に対し対面による体調（疲労状況・アルコール検知等）の確認等徹底した点呼を実施しています。



兵庫県バス協会では、会員事業者と連携してコンプライアンスを周知徹底し、交通事故・飲酒運転防止はもちろんですが、運輸安全マネジメントの徹底、接客サービスの向上に日々努めています。

1 貸切バス会社を選ぶに際しての確認事項

- 営業区域の確認（発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内である。）
- 自動車保険の確認（任意保険の加入が義務付け。対人無制限、対物 200 万円以上。）
- 適正な運賃・料金の確認（お客様の安全輸送を図り、適切な事業運営を行うために必要な運賃・料金の上限・下限額を定めて近畿運輸局に届出。）

2 届出の範囲内で運賃・料金を頂きます

時間・距離に応じて運賃・料金の上限・下限を定めて近畿運輸局に届出しており、この範囲内で運賃・料金を頂くことになっています。→下限運賃を下回るとは違法になります。

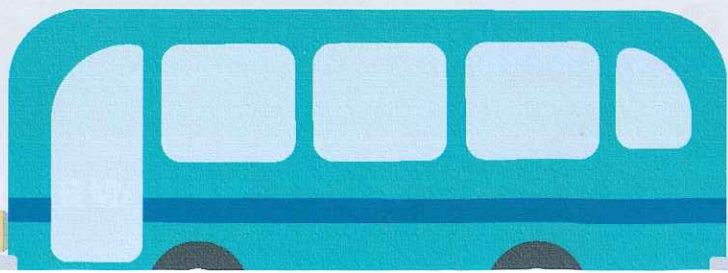
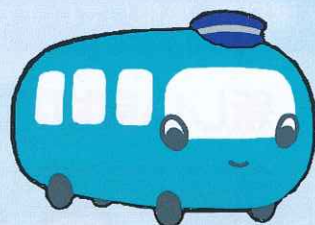
※貸切バスの運賃・料金とは・・・

(1) 運賃について

- 車両の大きさによって金額が異なります。
- 上限額と下限額を設定し、その上限と下限の間で運賃を決定し収受します。
- 時間制運賃とキロ制運賃の 2 種類を合算した額を収受します。
- 時間制運賃は最低 3 時間を設定し、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として、走行時間に 2 時間加えて計算します。
- キロ制運賃は出庫から帰庫までの走行距離で計算します。

(2) 料金について

- 料金は必ず発生するわけではなく、料金を支払う基準に合致した場合に収受します。
 - 交代運転者配置料金は、長距離・長時間・夜間運行等で安全を確保するために交代運転者を配置した場合に発生します。時間制料金とキロ制料金の 2 種類を合算した料金を収受します。
 - 深夜早朝運行料金は、22:00～5:00 の間に運行した場合、時間制運賃と交代運転者配置料金（時間制料金）の 2 割を上限として加算されます。
 - 特殊車両割増運賃は、特殊な装備をした車両にて運行した場合、運賃の 5 割以内を上限として加算されます。
- ※旅行行程に伴う諸費用（有料道路料金、駐車料金、乗務員の宿泊料金等）はお客様でご用意・お支払下さい。
特別な契約があるとき以外、立替払いはできません。

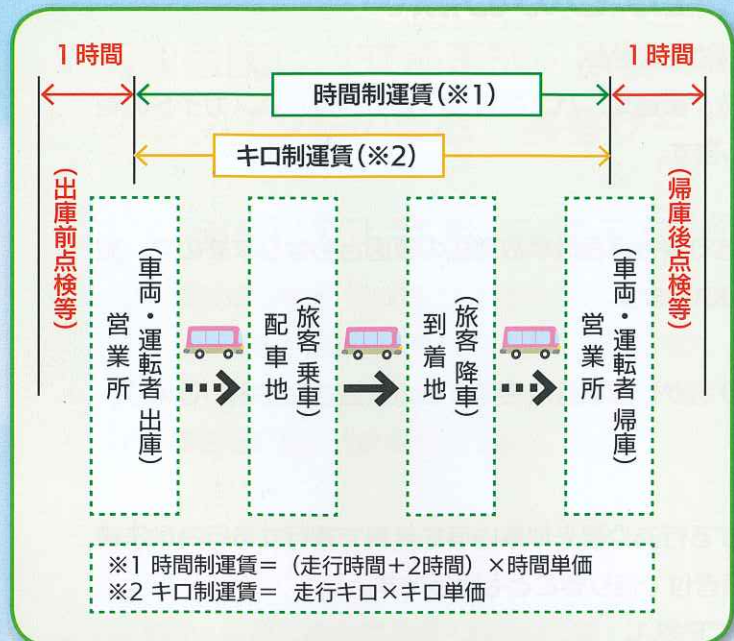


新しい貸切バス運賃・料金制度による適正な運賃・料金とは

※時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない
運賃料金の額の範囲

平成 26 年 3 月 28 日近畿運輸局公示



		上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)		
	大型車	170円	120円
	中型車	150円	100円
	小型車	120円	90円
運賃	時間制運賃 (1時間当たり)		
	大型車	8,660円	5,990円
	中型車	7,310円	5,060円
	小型車	6,280円	4,340円
料金	交替運転者配置料金		
	キロ制料金 (1km当たり)	30円	20円
	時間制料金 (1時間当たり)	3,130円	2,170円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の 2 割増以内	
特殊車両割増料金		運賃の 5 割増以内	

貸切バス運賃・料金計算(例)

運賃・料金(例) 姫路ー京都 日帰り 運賃・料金額 132,818円(消費税込み)

姫路 (駅南口)ー京都市内周遊 日帰り 大型車 1人乗務 (ワンマン)

○ 8:15 出庫ー8:45 姫路発ー京都ー19:00 姫路着ー19:30 帰庫 走行時間 11 時間 15 分
 → 運賃・料金算出時間 13 時間 走行距離 280km
 ○ 運賃額 時間あたり運賃額 × 運賃・料金算出時間 + キロあたり運賃額 × 走行距離
 @6,660 × 13 時間 + @130 × 280km = 122,980 円
 ○ 運賃額 (消費税込み) ※ 料金は発生しない設定です 122,980 × 1.08 = 132,818 円

運賃・料金(例) 神戸ー東京 1泊2日 運賃・料金額 485,092円(消費税込み)

神戸 (三宮)ー東京周遊 1泊2日 大型車 2人乗務 (ツーマン)

○ 1日目 7:00 出庫ー8:00 三宮発ー18:30 ホテル着 走行時間 11 時間 30 分 走行距離 595Km
 → 運賃・料金算出時間 13 時間 30 分
 ○ 2日目 8:10 ホテル発ー20:00 三宮着ー21:00 帰庫 走行時間 12 時間 50 分 走行距離 620Km
 → 運賃・料金算出時間 14 時間 50 分
 ○ 運賃額 キロ計算 595Km + 620Km = 1,215Km 端数処理により 1,220Km
 時間計算 13 時間 30 分 + 14 時間 50 分 = 28 時間 20 分 端数処理により 28 時間
 @130 × 1,220Km + @6,660 × 28 時間 = 345,080 円
 ○ 交替運転者配置料金 キロ当たり料金額 × 走行距離 + 時間あたり料金額 × 運賃・料金算出時間
 @30 × 1,220Km + @2,410 × 28 時間 = 104,080 円
 ○ 運賃・料金額 (消費税込み) (345,080 円 + 104,080 円) × 1.08 = 485,092 円

※ 運賃・料金の単価

・ 上記の表の上限額と下限額の間で設定します。

※ 計算の条件

・ 走行時間は出庫から帰庫までの時間で待機・回送時間を含みます。
 ・ 運賃・料金算出時間には出庫前・宿泊場所出発前及び帰庫後・宿泊場所到着後の運転者への点呼、車両の点検時間として 1 時間づつ合計 2 時間が加算されます。

・ 運賃・料金算出時間は 30 分未満切り捨て、30 分以上は 1 時間に切上げます。

・ 走行キロは合計距離の 10km 未満を 10km に切り上げます。

※ 交替運転者配置料金

・ 実車距離が昼間 500km 夜間 400km を超える場合には交替運転者配置料金が加算されます。

新しい貸切バス運賃・料金制度のお問合せ先

近畿運輸局自動車交通部旅客第一課 06-6949-6445
 公益社団法人 兵庫県バス協会 078-391-0543